

令和5年度

山梨市地域密着型サービス事業者  
公募要項

令和5年4月  
山梨市  
介護保険課

## 1. 公募の趣旨

介護保険制度改正により、市町村が指定権限等を有する地域密着型サービスが平成18年4月から創設され、認知症高齢者や1人暮らし高齢者が出来る限り住み慣れた地域で生活を続けることができるようになりました。

この公募は、山梨市の第8期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備目標に基づき整備を行うためのものです。

山梨市全域を一つの生活圈域として質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、広く事業候補者を公募し、その提案内容を審査して公平かつ公正に選定します。

整備にあたっては、適正な必要量を上限として、地域密着型サービス事業者（以下「事業予定者」という。）を指定いたします。

## 2. 公募する地域密着型サービスの概要

地域密着型サービスの種類	募集数	開設年度	圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型・連携型どちらでも可)	1事業所	令和5年度	山梨市 全域

## 3. 応募の要件

(1) 介護保険法第78条の2第4項各号で定める欠格事項に該当しないこと。かつ、以下の要件をすべて満たしている法人とします。

- ①原則として地域密着型サービスの指定を受けようとする事業者が申請時に法人格を既に有していること。
- ②事業者並びに代表者は、国税及び地方税を滞納していないこと。代表者については、介護保険料を滞納していないこと。
- ③施設を整備する土地および建物は、運営法人が所有権を有すること。または、取得が見込まれること。  
借受により事業用地の確保をする場合は、有償借受・無償借受は問わず30年以上の貸借契約を締結し、地上権又は賃借権の登記をすることにより確保した土地であること。  
計画地に抵当権（根抵当を含む）が設定されている場合、抹消が確実であること。
- ④会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないものであること。
- ⑤令和4年度中に整備が完了し介護サービスの提供が可能であること。
- ⑥山梨市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと。
- ⑦当該事業所の利用は、原則山梨市の住民に限定すること。

(2) 地域密着型サービスは、その事業運営にあたって地域との結びつきを重視することとされており、「運営推進会議」を設置し、地元住民等との連携を図り、地元と協力関係を築くことが必要となります。このため、応募にあたっては、地元住民等の意見を尊重し、説明会を通じて、あらかじめ必要な調整を行ってください。なお、その結果及び状況については、指定様式により提出をお

願います。

また、地元住民等への説明にあたっては、「公募の申請中であり、整備法人として選定されることが条件であるため、事業が実施できない可能性がある」ことを十分に説明してください。

(3) 事業計画は、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等関係法令及び山梨県並びに山梨市の関係条例等を遵守したものとしてください。

#### 4. 施設整備補助金について

施設の整備については、県の補助金を活用した補助を検討しています。活用を希望する場合は申請時に協議してください。補助内容や金額等については現時点のものであり、今後変更されることがあります。また、交付については県及び市の予算範囲となります。協議の結果、不交付となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

また、市単独の交付金はありません。資金計画作成にあたっては交付金を見込まないで作成してください。採択された場合は、県から交付される金額の範囲内において交付します。採択されない場合は、事業者が整備に要する費用の全額を調達することとなります。

#### 【参考】令和4年度補助内容

サービスの種類	補助単価	単位
① 山梨県介護基盤整備等事業費補助金 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,940 千円	施設数
② 山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000 千円	施設数

#### 5. 事業予定者の選定から決定まで

事業予定者の選定は、書類審査を行ったうえで書類審査通過者にプレゼンテーションを行っていただきます。その後、山梨市地域密着型サービス事業者選定委員会において、審査選定したうえで市長が決定します。

なお、事業予定者の決定は、指定が確定したものではありません。指定基準、運営基準等に該当しない場合や虚偽の申請があった場合は指定しないこともあります。

審査結果については、申請事業者に文書にて通知します。なお、審査選定の内容については、応募状況・選定結果のみ山梨市ホームページにて公開します。なお、審査・選定結果に対する異議には一切応じません。

#### 6. 審査の手順

審査は、書類審査として応募申込書及び開設提案書による参加意思の確認、資格審査等を行い、二次審査として山梨市地域密着型サービス事業者選定委員会でのプレゼンテーションにより、本事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価します。

## 審査項目

- ① 法人の理念
  - ア 法人の基本理念、経営理念の明文化とその内容
  - イ 法人の基本理念、経営理念の職員や利用者等への周知方法
  - ウ 地域密着型サービスについての考え方
- ② 運営実績、経験
  - ア 同種事業の運営実績や経験の有無について
- ③ 事業の運営について
  - ア 経営努力に関する取り組みや事業者の安定性、継続性
  - イ 自己評価、外部評価、情報公開に関する考え方
  - ウ 利用料等の設定根拠、利用者への説明方法について
  - エ 質の高いサービス提供に向けた取り組み
  - オ 開設予定地、建物の確保について
  - カ 開設予定事業所の立地状況
  - キ 開設予定までの日程について
- ④ 事業の独自性、施設管理運営体制
  - ア 強調したい点、特徴等
  - イ 居宅介護支援事業者等との連携について
  - ウ 医療機関や他の高齢者施設等との連携について
- ⑤ 地域との連携
  - ア 地域住民に開かれた施設と認められる具体的な運営内容
  - イ 開設にあたり地域住民の理解を得るための方法
- ⑥ 衛生管理、事故防止体制等
  - ア 衛生管理体制について
  - イ 感染症発症時の対応について
  - ウ 事故防止体制や事故発生時の対応について
- ⑦ 従事職員について
  - ア 人員確保に対する取り組み（市内在住者の雇用について）
  - イ 職員の資質向上への取り組み
  - ウ 個人情報取り扱い、従業員の守秘義務に関する考え方
  - エ 職員の健康管理（メンタル面を含む）について
- ⑧ 施設管理の安全性への配慮
  - ア 日常的な点検体制について
  - イ 防犯、防災対策について
- ⑨ 利用者への対応について
  - ア 日常生活上の支援について
  - イ 苦情解決体制について
  - ウ 利用者等への人権、尊厳（身体拘束廃止等）に対する考え方
  - エ 災害発生等緊急時における利用者の対応方法について

オ 利用者確保のための取り組みや利用者決定の仕組みについて

⑩ その他

- ア 山梨市の高齢者福祉の状況把握と理解について
- イ 山梨市介護保険事業への協力体制について

7. その他

(1) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、本市は損害賠償請求及び求償、その他一切の責任を負いません。申請にあたっては、関係者に対し十分な説明等行い明確な同意を得てください。

(2) 指定候補事業者の公募がない場合及び指定候補事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

(3) 審査の結果、「指定候補事業者なし」とする場合があります。

8. 応募手続き

(1) スケジュール

申請から指定申請までの基本的な流れは、次のとおりとなります。

時 期（予定）	山梨市（保険者）
令和 5年 5月 8日（月） ～ 7月 14日（金）	公募申込・質問の受付期間
令和 5年 7月 18日（火） ～ 8月 4日（金）	書類審査 （必要に応じて現地調査及びヒアリング）
令和 5年 8月中旬	書類審査結果の通知
令和 5年 8月下旬	二次審査 選定委員会において書類審査通過者によるプレゼンテーション
令和 5年 9月中旬	事業予定者の決定及び発表
令和 5年度中	開設準備・指定・サービス提供開始

※スケジュールはあくまで予定であり、都合により変更となる場合があるので予めご了承ください。

(2) 公募申請

- ① 公募申請手続きにあたっては、指定した様式にて書類を作成し、必要な書類を添えて提出してください。
- ② 応募にかかる費用は、応募者の負担としてください。
- ③ 提出書類は A4 版のファイルに 1 部ずつ綴じて、ページ数をつけ項目ごとにインデックスを貼付してください。
- ④ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑤ 申請者が提出した書類に虚偽の記載を認めた場合は、申請を無効とさせていただきます。
- ⑥ 申請受付後に申請の辞退をする場合には、辞退理由を明記した辞退届出

書（任意様式）を提出してください。

⑦書類に不備がある場合は受理しない場合があります。

⑧提出していただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんのでご了承ください。

（３） 申請に関する質問

① 質問の受付方法

窓口・電話等で質問の受付は行いません。「山梨市地域密着型サービス事業者募集質問票」により、FAX 又は Eメールにてご提出ください。受付は、質問の受付期間の午後 5 時までです。

② 質問への回答

全体に係わると判断した場合は、ホームページ上に趣旨を掲載します。

③ 質問の送付先

FAX 0553-23-2800

Eメール [kaigohoken@city.yamanashi.lg.jp](mailto:kaigohoken@city.yamanashi.lg.jp)

（４） 申請受付期間および提出場所

① 申請受付期間

令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 5 年 7 月 14 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日および祝日は除きます）

※郵送等による受付はいたしません。直接書類を持参して提出願います。

※提出する際は事前に電話予約のうえご来庁ください。

② 提出場所および提出に関する問い合わせ先

〒405-8501

山梨県山梨市小原西 843 番地 山梨市役所 介護保険課 介護保険担当

TEL 0553-22-1111（内線 1224） FAX 0553-23-2800

（５） 提出書類について

本公募において申請する事業者は以下の表 A、表 B に基づき必要な書類を提出してください。

■ 表 A

「山梨市地域密着型サービス事業者公募申請書（様式 1）」とその添付資料を正本、副本（コピー可）各 1 部の合計 2 部を提出してください。

	提出書類名	様式
1	山梨市地域密着型サービス事業者公募申請書	様式 1
2	法人登記簿謄本（申請日前 3 カ月以内に発行されたもの）	—
3	法人の定款又は寄付行為（最新のもの）	—
4	印鑑証明書（申請日前 3 カ月以内に発行されたもの）	—
5	事業経歴、実績、事業者の概要（パンフレットでも可）	任意
6	現在運営している施設、または事業に関する資料	任意
7	代表者経歴書	様式 3
8	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式 4
9	給与規程（最新のもの）	任意
10	就業規則（最新のもの）	任意
11	納税証明書（各税金、介護保険料に関するもの、直近 1 年分）	—
12	誓約書	様式 5

※所定様式が定められているもの以外は、A4 版での提出をお願いします

■ 表 B

「地域密着型サービス事業計画概要書（様式 2）」とその添付資料を正本 1 部、副本（コピー可）7 部の合計 8 部を提出してください。

	提出書類名	様式
1	地域密着型サービス事業計画概要書	様式 2
2	管理者経歴書	様式 6
3	事業計画提案書 *形態（一体型、連携型）の区分に応じ、必要となる具体的な計画を示してください。	様式 7
4	資金計画書	様式 8
5	借入金返済計画書（借入の予定がない場合は不要）	様式 9
6	地元住民等への説明	様式 10
7	建物計画図（平面図、配置図、立面図） 各室の面積、廊下幅、方位、縮尺等が記入されたもの	任意
8	設備・備品等一覧表	任意
9	事業所予定地・施設現況写真	任意
10	事業所開設予定地の位置図（周辺地図）	任意
11	借入予定証明書（借入予定がない場合は不要）	任意
12	事業開設予定地の権利関係が確認できる書類（土地・建物登記簿謄本等） 借地、借家契約書または確約書の写し、及び契約に関する合意書	任意
13	事業開設スケジュール表（開設までの日程がわかるもの）	任意
14	決算報告書等（最近 3 年間の決算書類貸借対照表、損益計算表）	任意
15	収支予算書（直近 1 年分）	任意

※所定様式が定められているもの以外は、A4 版での提出をお願いします